実務経験の範囲一覧

精神保健福祉士養成課程のカリキュラム改正により実務経験の範囲が拡大しました。（2020年（令和2年）4月1日から適用）
ご不明な点については、本校までお問い合わせください。

本校の入学資格および実習免除の要件として認められる「実務経験を有する者」

下表の施設・事業において**精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務※として行っている方**を指します。当該施設または事業所と雇用関係を有し、常勤（労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。）で従事した期間を通算して計算するものとします。

※相談援助の業務ー精神保健福祉士法施行規則（平成10年厚生省令第11号）第2条（指定施設の範囲）

（1）精神保健福祉士の業務は、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のための必要な訓練その他援助を行うことであることから精神保健福祉士の国家試験の受験資格を得るために必要な実務経験については、次の①から⑤に該当する業務に、年間を通じた業務時間の概ね5割以上従事することが、要件となります。

①精神障害者の相談
精神障害者の精神疾患の状態にも配慮しつつ、その円滑な社会復帰に資する各種の情報提供

②精神障害者に対する助言、指導
精神障害者に対して、その精神疾患の状態にも配慮しつつ、その退院後の住居や再就労の場の選択等について、積極的な提案、誘導

③精神障害者に対する日常生活への適応のための必要な訓練
社会復帰の途上にある精神障害者に対し、時間を決めて洗面させる、清掃、洗濯等の習慣をつけさせる、公共交通機関の利用に慣れさせる等の生活技能を身につけるための訓練

④精神障害者に対するその他の援助
精神障害者自身がすることに困難が伴う手続きを代行し、社会復帰を目指す精神障害者を受入れる側の家族、学校、会社等に精神障害に関する理解を求めるなど、個々の精神障害者のニーズに応じた多様な支援

⑤援助を行うための関係者との連絡、調整等
・ケースカンファレンス等の会議への出席
・ケース記録等の関係書類の整理
・職員間の申し送り、連絡、調整
・関係機関との連絡、調整

（2）病棟における食事の介助や入浴の介助等の業務は、実務経験としては認められません。

（3）児童が利用者である施設においては、精神障害がある障害児に対する相談援助業務だけでなく、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務も実務経験の対象となります。但し、乳児院においては、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務が実務経験の対象となります。乳児に対する相談援助業務は、実務経験の対象とはなりません。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

施設（事業）等種類	職種
精神科病院	精神科ソーシャルワーカー　医療ソーシャルワーカー
精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員　精神科ソーシャルワーカー 社会福祉士　心理判定員

児童福祉法

施設（事業）等種類	職種
乳児院 児童養護施設 福祉型障害児入所施設 児童心理治療施設	家庭支援専門相談員　職業指導員 児童指導員　児童発達支援管理責任者 保育士　心理指導担当職員
障害児通所支援事業 （児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援） ※医療型児童発達支援を除く	相談援助業務に従事する職員
障害児相談支援事業を行う施設	相談支援専門員
児童自立生活援助事業を行う施設	相談援助業務を行う指導員
児童相談所	児童福祉司　相談員　児童心理司　保育士 受付相談員　電話相談員　児童指導員
母子生活支援施設	母子支援員　少年を指導する職員
児童自立支援施設	児童自立支援専門員　職業指導員 児童生活支援員
児童家庭支援センター	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」 第88条の3第1項に規定する職員

地域保健法

施設（事業）等種類	職種
保健所	精神保健福祉相談員　精神科ソーシャルワーカー 社会福祉士　心理判定員
市町村保健センター	

医療法

施設（事業）等種類	職種
病院（精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科の広告をしているものに限る）	精神科ソーシャルワーカー 医療ソーシャルワーカー
診療所（精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科の広告をしているものに限る）	

生活保護法

施設(事業)等種類	職種	
救護施設	生活指導員	
更生施設		
被保護者就労支援事業を行う事業所	就労支援員	
被保護者就労準備支援事業を行う事業所	就労支援員 被保護者就労準備支援担当者	相談支援に従事する者
被保護者家計改善支援事業を行う事業所		
就労支援事業を行う事業所 [自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業]	就労支援員	
日常生活支援住居施設	生活支援員	生活支援提供責任者

地方自治体

施設(事業)等種類	職種	
市役所、区役所、町村役場の精神障害者に対してサービスを行う部署	精神保健福祉相談員 社会福祉士	精神科ソーシャルワーカー 心理判定員

社会福祉法

施設(事業)等種類	職種	
福祉事務所	指導監督を行う所員(査察指導員) 身体障害者福祉司 知的障害者福祉司 社会福祉主事(老人福祉指導主事) 現業を行う所員(現業員) 社会福祉主事(家庭児童福祉主事) 家庭相談員 面接員に相当する職員 婦人相談員 母子・父子自立支援員	母子・父子自立プログラム策定員 就業支援専門員 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3(1)に規定する就労支援事業に従事する就労支援員 生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員
市町村社会福祉協議会	福祉活動専門員	相談援助業務に従事する職員

知的障害者福祉法

施設(事業)等種類	職種	
知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司 心理判定員	職能判定員 ケース・ワーカー

法務省設置法

施設(事業)等種類	職種
保護観察所	社会復帰調整官 保護観察官

障害者の雇用の促進等に関する法律

施設(事業)等種類	職種	
広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	
地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー 職場適応援助者	
障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者 就業支援担当者	生活支援担当職員

介護保険法

施設(事業)等種類	職種
地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員

更生保護事業法

施設(事業)等種類	職種	
更生保護施設	補導に当たる職員 福祉職員	薬物専門職員

発達障害者支援法

施設(事業)等種類	職種
発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員 就労支援を担当する職員

障害者総合支援法

施設(事業)等種類		職種
障害福祉サービス事業	生活介護	生活支援員　就労定着支援員 就労支援員　地域生活支援員 サービス管理責任者
	自立訓練	
	就労移行支援	
	就労継続支援	
	短期入所	相談援助業務に従事する職員
	重度障害者等包括支援	
	就労定着支援	
	自立生活援助	
	共同生活援助	
障害者支援施設		生活支援員　就労支援員　サービス管理責任者
一般相談支援事業を行う施設		相談支援専門員
特定相談支援事業を行う施設		相談支援専門員
地域活動支援センター		指導員
福祉ホーム		管理人
基幹相談支援センター		相談援助業務に従事する職員

改正前の法律

施設(事業)等種類	職種
精神障害者地域生活援助事業を行う施設	世話人
精神障害者社会復帰施設	精神障害者社会復帰指導員 管理人
児童デイサービス	相談援助業務に従事する職員
知的障害児施設	児童指導員 保育士
知的障害児通園施設	
共同生活介護	相談援助業務に従事していた職員
知的障害者援護施設	生活支援員

厚生労働大臣が定める施設

※下記に該当する方に関しましては、別途根拠となる法律の確認が必要です。事前にお問い合わせください。

施設(事業)等種類	職種
精神障害者地域移行支援特別対策事業を行う施設	地域体制整備コーディネーター　地域移行推進員
スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する事業を実施する施設	スクールソーシャルワーカー
ホームレス自立支援事業を実施する施設	生活相談指導員
母子家庭等就業・自立支援センター事業、一般市等就業・自立支援事業を行う施設	相談員
婦人相談所(売春防止法)	相談指導員　婦人相談員 判定員
婦人保護施設(売春防止法)	入所者を指導する職員
都道府県社会福祉協議会	専門員(日常生活自立支援事業)
ひきこもり地域支援センター (「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添9(ひきこもり対策推進事業実施要領)に基づく)	ひきこもり支援コーディネーター
地域生活定着支援センター	相談援助業務に従事する職員
生活困窮者自立相談支援事業を行う自立相談支援機関(生活困窮者自立支援法)	主任相談支援員　就労準備支援担当者 相談支援員　家計改善支援員 就労支援員
生活困窮者家計改善支援事業を行う事業所(生活困窮者自立支援法)	
生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所(生活困窮者自立支援法)	
(精神障害者)アウトリーチ事業、アウトリーチ支援に係る事業を行う施設	相談援助業務に従事する職員(医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。)
高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター
日中一時支援、障害者相談支援事業、障害児等療育支援事業を行っている施設	相談援助業務に従事する職員
第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行なっている者
訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行なっている者
公共職業安定所	精神障害者雇用トータルサポーター　発達障害者雇用トータルサポーター
地域若者サポートステーション	相談援助業務に従事する職員
刑事施設(刑事収容施設法)	刑務官　福祉専門官 法務教官 法務技官(心理)
少年院(少年院法)	
少年鑑別所(少年鑑別所法)	

※その他厚生労働大臣が個別に認めた施設における精神保健福祉に関する相談援助業務を行っている相談員は別途個別申請が必要です。ご希望の場合は、2023年12月15日までに本校までお問合せください。(申請には2カ月以上要する場合がございます。)